

## 在宅重症心身障害児（者）訪問看護支援事業実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、在宅の重症心身障害児（者）で、居宅において継続して療養を受ける必要がある者に係る訪問看護療養費の一部を助成することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### （実施主体）

第2条 この事業の実施主体は市町とする。

### （定義）

第3条 この要綱において「医療保険各法等」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

2 この法律において「訪問看護療養費」とは、医療保険各法等の規定により支給される訪問看護療養費をいう。

### （対象者）

第4条 この事業の対象者となる重症心身障害児（者）（以下「対象者」という。）とは、本県に居住地を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、対象者又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況が、障害者自立支援法第54条、同施行令第28条及び同施行規則第38条で定める基準に該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）を所持する者のうち、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の肢体不自由1級に該当し、かつ、判定機関において知的障害の程度が重度と判定された者。
  - (2) (1)と同程度と知事が認める者。
- 2 「判定機関」とは、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童相談所
  - (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者更生相談所

### （助成対象）

第5条 助成する訪問看護療養費は、医療保険各法等の規定に基づく訪問看護療養費の利用料に相当する額から100分の10に相当する額を一部負担金として控除した額とする。

なお、一部負担金控除後の額に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額とする。

### （支給申請）

第6条 本事業の助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を対象者の居住地の市町長に提出することにより、助成金を請求するものとする。

- (1) 在宅重症心身障害児（者）訪問看護支援事業助成金請求書（様式第1号）
  - (2) 現況届（様式第2号）
  - (3) 指定訪問看護事業者選定の領収書
- 2 前項第2号の現況届について、他の方法により確認がとれる場合は提出を要しない。
- 3 第1項の規定により申請をすることができる者は、対象者、又は対象者と生計を同じくする者とする。

### （助成金支給の決定）

第7条 前条の申請を受理した市町長は、審査のうえ助成金を支払うものとする。

### 附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

